

一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター
革新的自殺研究推進プログラムの研究課題評価に関する規則

令和5年 11 月 13 日センター長決定

(目的)

第1条 この規則は、いのち支える自殺対策推進センター(以下「JSCP」という。)の革新的自殺研究推進プログラム(以下「本プログラム」という。)に関する規程第14条第6項に定める研究課題評価についての詳細を定めることを目的とする。

(研究課題評価の目的)

第2条 それぞれの研究課題評価の目的は、次の各号に定めるものとする。

(1) 事前評価

研究課題の採択にあたって、応募された研究課題が、公募の趣旨に合致しているかどうか、採択の必要性・相当性があるかどうか等を客観的かつ公正に判断し、もって、研究資金の適正な配分に資することを目的とする。

(2) 中間評価

研究課題が、当初の研究計画通りに進行しているかどうか、その年度内に達成すべき事項が達成できているかどうか等を客観的かつ公正に判断し、必要に応じて研究計画の変更、研究の実施体制の変更、研究費の増減、共同研究者の変更及び研究の中止等の判断に資することを目的とする。

(3) 事後評価

研究課題等について、研究の実施状況、研究成果等を明らかにし、今後の研究成果等の展開及び本プログラムの運営の改善に資することを目的とする。

(4) 追跡評価

研究の内容に応じて、研究終了後一定期間が経過した時点で、研究成果が政策等へ活用されたかどうか、政策形成の過程等において参考にされたかどうか、自殺対策を実施するにあたって間接的な波及効果等があったかどうか等を検証することにより、その後の自殺対策及びそれに関連する研究の進展に資することを目的とする。

(評価方法)

第3条 研究課題評価の手法は、次の各号に定めるものとする。いずれの評価にあたっても、評価のとりまとめは原則としてガバニングボード(以下「GB」という。)の会議を開催したうえで行うこととする。

(1) 事前評価

GB が、評価対象者から提出された委託研究公募申請書(研究計画書)を基に、書類選考及び必要に応じて面接を行い、評価する。評価にあたっては、別紙記載の評価項目毎に評点を与え、それを総合して総合評価をするものとする。

(2) 中間評価

GB が、評価対象者から提出された評価対象年度の研究計画等の進捗状況の確認ができる資料を基に、必要に応じて評価対象者へのヒアリング又は研究実施場所での調査を行い評価するものとする。評価にあたっては、別紙記載の評価項目毎に評点を与え、それを総合して総合評価をするものとする。

(3) 事後評価

GB が、評価対象者から提出された研究成果報告書等の資料を基に、必要に応じて評価対象者へのヒアリング又は研究実施場所での調査を行い評価するものとする。評価にあたっては、別紙記載の評価項目毎に評点を与え、それを総合して総合評価をするものとする。

(4) 追跡評価

各研究課題について、GB が事後評価を行う際、評価対象者の意見を聞いた上で、追跡評価を実施するかどうか、実施するとしてその時期、方法等の詳細を決定するものとする。

(評価項目・評価基準)

第4条 各年度に採択される研究課題に関する事前評価、中間評価、事後評価の評価項目及び評価基準については、別紙のとおりとする。

- 2 前項の評価項目及び評価基準については、当年度の公募の際に JSCP が定め、公表することとし、JSCP は評価項目及び評価基準を定めるにあたり、GB 委員、退任した元 GB 委員、外部の専門家ないし有識者等の意見を聴くことができる。
- 3 評価は絶対評価とする。

(評価結果の研究代表者への開示と不服申立)

第5条 GB は、評価実施後、研究代表者に評価結果を通知する。

- 2 前項の評価結果に不服がある者は、評価結果の通知を受けてから、1週間以内に、必要な資料を添えて、不服の内容と根拠を記載した不服申立書を提出することができる。
- 3 GB は、前項の不服申立を受けて、改めて当該研究課題について再評価を行うことができる。

附則

この規則は、令和4年9月1日から施行する。

附則

この規則は、令和5年11月13日から施行する。

別紙

第1 評点区分と評点

【事前評価】

(項目別評価)

優れている	4点
良好である	3点
やや不十分である	2点
不十分である	1点

(総合評価)

- A 最優先で採択すべき
- B 積極的に採択すべき
- C 採択してもよい
- D 採択には不十分

【中間評価】

(項目別評価)

優れている	4点
良好である	3点
やや不十分である	2点
不十分である	1点

(総合評価)

- A+ 研究領域の設定目的に照らして、期待以上の進展が認められる
- A 研究領域の設定目的に照らして、期待どおりの進展が認められる
- A- 研究領域の設定目的に照らして、概ね期待どおりの進展が認められるが、一部に遅れが認められる
- B 研究領域の設定目的に照らして研究が遅れており、今後一層の努力が必要である
- C 研究領域の設定目的に照らして、研究成果が見込まれないため、助成の停止が適当である

【事後評価】

(項目別評価)

優れている	4点
良好である	3点
やや不十分である	2点
不十分である	1点

(総合評価)

- A+ 研究領域の設定目的に照らして、期待以上の成果があった
- A 研究領域の設定目的に照らして、期待どおりの成果があった
- A- 研究領域の設定目的に照らして、概ね期待どおりの成果があったが、一部に遅れが認められた
- B 研究領域の設定目的に照らして、十分ではなかったが一応の成果があった
- C 十分な成果があったとは言い難い

第2 評価項目と評価基準

【令和3年度採択研究課題の事後評価】

(評価項目と評価基準)

A 項目別評点

- (1) 本プログラムの目標との整合性、政策的意義
 - プログラムの趣旨、目標等に合致して進められたか
 - 社会的・経済的効果が高い研究であったか
 - 政策等への活用がわかりやすく具体的かつ明確に示されたか
- (2) 研究計画との整合性、達成度
 - 研究計画書で示された内容が実現されるよう進められたか
 - 当初の研究目的又はそれと同等以上の研究の進展があったか
 - 研究費を含めて研究が効率的、効果的に実施されたか
- (3) 研究成果のさらなる飛躍の可能性
 - 本研究を今後継続・拡大することで成果のさらなる飛躍の可能性が高いか

B 総合評点

- 自殺対策の総合的な推進に資する革新的な研究が進められたか
- 自殺対策の喫緊の課題に取り組み、社会実装への可能性を持つ研究成果が得られたか

【令和4年度事前評価】

(評価項目と評価基準)

A 項目別評点

- a) 学術的意義の重要性、革新的自殺研究推進プログラムの制度の目的との整合性
 - 学術的に見て、推進すべき重要な研究課題であるか
 - これまでの自殺研究の体系や方向を大きく変革、転換させる潜在性を有する研究課題であるか
 - 自殺対策の「現場」と「研究」と「政策」の連動性を高める研究であるか
- b) 研究成果の政策等への活用等公的研究としての意義
 - 研究は自殺対策大綱等、自殺研究に関連する国の方針を踏まえたものとなっているか
 - 自殺総合対策の推進に資するデータ及び科学的根拠を収集する実践的な研究であるか
 - 現時点で自殺総合対策において、研究の必要性を有する研究であるか、社会状況等を踏まえて時に適った研究であるか
- c) 目標(特にアウトカム目標)の妥当性、目標達成に向けた研究計画の達成度合い
 - 研究計画を遂行するために、適切な研究体制が組まれているか
 - 研究計画の目標は明確であるか、妥当であるか
 - 研究目的を達成するため、研究計画と研究方法は、具体的かつ適切であるか
 - 研究計画と研究方法によって、研究が効率的に実施される見込みがあるか
 - 研究代表者は、これまでの研究活動等から見て、研究計画に対する十分な遂行能力を有しているか(若手を除く)
 - 研究計画の遂行において、人権の保護及び法令等の遵守への対応は十分か
- d) 効率的・効果的な運営の確保
 - 研究計画を実施するために使用する研究施設・研究資料・研究フィールドの確保等、現在の研究環境が十分であるか
 - 研究経費は研究計画と整合性がとれたものとなっているか
 - 研究経費の内容は、内訳、積算根拠について合理的かつ妥当であり、有効に使用されることが見込まれるか

- 設備備品の購入経費等は研究計画遂行上真に必要なものが計上されているか
- 研究設備の購入経費、旅費又は人件費・謝金のいずれかの経費が90%を超えて計上されている場合には、研究計画遂行上有効に使用されることが見込まれるか
- 研究資金の不合理な重複や過度の集中に該当せず、研究課題が十分遂行し得るか
- 研究代表機関は、研究の適切な実施にあたり、研究活動における不正行為、研究費の不正使用・不正受給への適切・的確な対処など、研究費の執行に関する管理責任と体制整備に関する対応義務を十分果たしているか

e) 見込まれる社会的・政策的効果

- 本研究の遂行によって、自殺対策に関わるより広い学術、科学技術あるいは社会などへの波及効果が期待できるか
- 具体的な自殺対策等への活用の可能性(政策へ直接反映する可能性、政策形成の過程等において参考にされるなど間接的に活用される可能性、政策形成に対する間接的な波及効果等が期待できる可能性等)が期待できる研究であるか
- 自殺未遂者・ハイリスク者・自死遺族等といった当事者のニーズに応えるものか、自治体・民間団体・支援機関の取り組み等に資する研究であるか

B 総合評点

- 自殺対策の総合的な推進に資する革新的な研究が進められるか
- 限られた研究期間の中で十分な成果を生み出せるか

【令和4年度採択研究課題の中間評価】

(評価項目と評価基準)

A 項目別評点

- a) 研究課題の達成度合い、今後の研究計画の妥当性・効率性
- 研究計画において当年度に達成すべき目標は達成できているか
 - 当初の研究計画に定められた最終的な研究目標・成果が得られる見込みはあるか
- b) 研究体制、運営状況
- 研究者の構成、研究者の能力や施設設備からみて研究を継続し、最終目標を達成することは可能か
 - 当該年度の研究費は適切かつ効果的に使用されているか

B 総合評点

- 研究領域の設定目的に照らして、期待どおりの進展が認められるか

【令和4年度採択研究課題の事後評価】

(評価項目と評価基準)

A 項目別評点

- a) 当該研究の行政課題への貢献
- 研究は自殺対策大綱等、自殺研究に関連する国の方針を踏まえた研究が進められたか
 - 自殺総合対策の推進に資するデータ及び科学的根拠が収集できたか
 - 政策へ直接反映するなど具体的な自殺対策等への活用の可能性が高い成果を生み出したか
- b) 当該研究の社会へのインパクト・波及効果
- 日本の自殺総合対策において実用的な価値を持ち、社会的・経済的効果が高い研究であったか
 - 自殺対策の「現場」と「研究」と「政策」の連動性を高める研究が進められたか
- c) 研究成果(学会・学術誌などにおける発表業績なども含む)
- 当初の研究目的又はそれと同等以上の研究の進展があったか
 - 先行研究を踏まえて、当該分野の研究を進展させる革新的な成果を生み出したか

B 総合評点

- 自殺対策の総合的な推進に資する革新的な研究が進められたか
- 自殺対策の喫緊の課題に取り組み、社会実装への可能性を持つ研究成果が得られたか